

NEZASU

教育研究所ニュースレター No.9 1994年1月

発行：神奈川県高等学校教育会館・教育研究所 〒220 横浜市西区藤棚町2-197 電話：045-231-2546

— 勤評・神奈川方式について —

研究協力員 神 田 修

1 神奈川勤評問題との出会い

与えられた題目に答えるのは大変むずかしいが、勤評・神奈川方式が実施されるころまでについて、印象評定を含めて若干書かせて頂くことにしたい。神奈川県で私が勤評問題と出会うこととなったのは、これが問題化したころ（1958＝昭和33年前後）、県教育委員会に勤務し、担当の係に在籍していたからである。もっとも現在の勤評方式（勤務評価に関する記録）の原型が教組と教委の了解のもとに成立したとき（1960＝昭和35年）には、教委を退いていた。しかし、その時は川崎高校の教員となっていたので、実際に、この勤評方式による「勤務評価に関する記録」（当時はⅠは「勤務一般について」、Ⅱは「教育活動について」であった）を、職場の同僚組合員と相談しながら書いた経験をもっている。

神奈川方式とは何か。それは政府・文部省が主導し、都道府県教委により強力かつ一方的に導入された「勤務評定」とは異なる独自の方式（その決定手続や内容など）であった。高校入試制度・神奈川方式と並んで名高く、日本の教育政策・行政のあり方をはじめ、勤評実施を迫られていた各県などに重要な問題提起、示唆を与えてきた（現に長野方式、長崎方式などが生まれた）のであった。当時は、公選制教委が廃止され、現行の任命制教育委員会が発足して間もない頃で、「日教組対文部省」という言い方がはやったことに伺われるように、何かと対決的な教育界であった。学校管理規則や教頭制の一方的な施行などにみられる学校管理強化政策、学習指導要録に法的拘束力ありとする行政解釈などが矢つぎ早に打ち出されたからである。こうした紛争状況のなかであっただけに、教員組合（高教組、神教組）と教育委員会が、ねばり強く

話し合いのテーブルにつき続け、教育活動について教師が自己の意見を記入することを主とする評価記録 (Evaluation record system)、すなわちこの場合、自己評価記録を制度化したのは、矢張り大きく注目されるものであった。実際、一時は世間の目が神奈川の帰すういかに注がれていたといっても過言ではなく、連日のように新聞などマスコミを賑わすほどであった。

それにつけても昨今、私は、神奈川のこの勤評方式をあらためて考えさせられている。いわゆる「自己評価」問題が大学で当面する大きな課題となってきたからである。大学設置基準の改訂 (1991・6) により、大学は「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない」(同設置基準2条) ことになったのである。勤評・神奈川方式を、厳しい条件のなかで何としても成立させようと努力された方々からすれば、何を今さら自己評価かといわれるかもしれないが、今あらためてこれを考えさせられているゆえんである。

行政側は当時、勤評実施の理由として主に次の二つをあげていた。一つはこれによって科学的な人事管理を行うために、他の一つは法律(“地方教育行政法、46条など)に実施の規定があるから、というのであった。このように一方では表向き新しい装いが表明されながら、その実は法律をタテに施行された「勤務評定」を、とにかく「自己評価」記録方式に転化させた取り組みには、当時の関係者の力量の高さもさることながら、今日、学ぶべき点が多いように思われる。

2 勤評問題と神奈川方式

(1) 勤評問題のおこりと展開

ところで、教職員の勤務評定が最初に問題化したのは1956(昭和31)年で、愛媛県においてであった。同県財政の窮乏を理由に教師の昇給を3割制限するため、勤務評定を利用しようというのであった。これを契機に政府、文部省は勤評の全国的実施の方針をかため、各県で勤評規則の制定が強行された。そのさし参考とされたのが都道府県教育長協議会が作成した「公立学校教職員の勤務評定試案」(1957・12・20)であった。この試案は評定内容は非公開とすることを前提に、評定項目が教師の「職務の状況」(学級経営、学習指導、生活指導、評価、研究修養、校務の処理など各事項ごとに細ごまとした評定要素がきめられていた)から、「特性、能力」と称して「教育愛」をはじめ「指導力」、「誠実」、「責任感」、「公正」、「寛容・協力」、さらには「品位」など人格評定にまで及ぶというしものであった。

こうしたなかで、日教組は、この事態はまさに「民主教育の非常事態」であるとして、勤評と、教育の権力支配を阻止するとの「非常事態宣言」を出した。また、学会の動きも活発であった。当時の日本教育学会は教育政策特別委員会を組織、勤評問題を研究し、文教政策を批判するとともに、勤評に関する第一次検討を発表(1957・12・18)した。そして翌年には教育長協議会の「勤評試案」を直接批判する内容の第二次検討を公表(1958・4・21)し、同試案を、その論理の誤り、教職観の問題、ひいては教員人事の公正妥当性につながらないことなどにわたって批判した。なお、私は当時、この委員会およびこれを母体として1958年に発足した東京の「教育法規研究会」(さらに、これを母体として1970年、「日本教育法学会」が結成されるに至った)に参加し、神奈川方式についても報告する機会を与えられた。

(2) 神奈川方式の成立

勤評・神奈川方式が実際に行われることとなったのは前記したように1960年であるが、それに至るまでに二つのステップを踏まなければならなかった。その第一は、県教委と組合が「交渉」することを決め(1958・4・19覚書)、これを積み上げた結果、合意のうえ教育委員会名で出された文書、すなわち、「神奈川県の教育効果の向上を期待し、教師の自発的意欲を高めることに関する行政措置」(1958・12・9)なる文書が発表されるまでである。この文書は、同年4月から12月まで、回を重ねること何と39回に及ぶ交渉の最後に出された総括的なもので、これはほぼそのまま「勤務評定に関する交渉内容(三)―総括的基本

態度・了解事項」として公表された。

この交渉において議論されたのは教師の教育活動や学校とは何かにはじまり、校長、教師との関係のほか、勤評における行政機関と教師の権限などにわたっており、外国の教師勤評の傾向などとともに法規面、現実面で広く検討された。同文書は、そうした経過と基本的考え方を明らかにしつつ、最後に、「人事行政措置」として「教師の自己反省の記録」を書く方式に結着をみたこと、さらにこれを手続上、教委規則によらず教委決定として通達により施行することなどを書いている。

ところが、この文書が発表されるや、政府側はもとより、教育界や運動側においても、それぞれの立場からこれを批判する動きが起こり、結局、県教育委員の総辞職という事態にまで発展し、この文書は取消（1959・9・15）されることとなった。この間は、まさに激動する教育行政状況であったが、翌1960年5月、再び話し合う第二段階の申し合せが成立し、その後3ヵ月、15回の交渉の末、遂に「勤務評定問題に関する話し合いの概要」と「勤務評価の記録」についての「実施上の了解事項」（1960・10・1）が確認された。神奈川方式はこうして勤評規則（1960・10・14）により実施されることになった。なおこの概要によれば、「主として『教育効果の向上』という観点」から論議が進められ、文教政策や文部省と勤評との関係、教育長協議会の試案の教職観に対する批判さらには教育効果向上のための勤評などについて話し合われ、論議は、教育活動を評価することは本来きわめて困難であるという点に及んでいる。

3 神奈川方式の意義・性格などについて

前後、4年間に及ぼんとする勤評問題への神奈川での対応は、たとえそれが組合と教委との話し合いが中心であったとしても、政治的行政的な動きとのきびしい緊張関係のなかで行われ、またその反響や影響の大きさなど考え合わせるとき、全体として、これは教育問題をめぐる壮大な取り組みであったといえる。それだけに、これを評価することはたやすいことではないが、ここでは、前後二つの「交渉」内容の中から、当時としては先進的な教育法の解釈であった次の二点に注目したい。

その第一は、論議のベースが、一貫して政治や行政から自由な教育のあり方ないし教育活動に責任をもつ教師の自由、自主性の確認に置かれていたことである。このことが、結局、教師の教育活動というものが、果して一定尺度により評定（rating system）しきれるものであるかどうか、の問いにつながったと思われる。第二は、このことと表裏の関係で教育行政の基本的なあり方が問われていたことである。教育基本法の解釈にこれがよく示されていたが、同法、とくに10条（教育行政）は、教育活動の自主性の保障や子ども、父母、住民に対する教育の直接責任性を確認している反面、教育行政の基本任務を教育条件の整備にしているからである。そこから「勤務評定も、よりよく教師が教育活動を果し得るための条件整備」でなければならないとされ、権力的に行政による判定を行うことは排さなければならないとされた。

もともと、この勤評を施行しようとした政治や行政の立場は、すでに明らかなように、教育の特質を踏まえ、しかも強権的なものであった。そこで、神奈川でのこの交渉では、教育活動のあり方を政治や行政権力からきり離すとともに、その教育活動にとって政治や行政のあるべき姿は何か、を追求するという筋道で行われることになったと思われる。ただ、ここでは教育行政者と教育実践者という二つの主体について注目度が高く、また、教育（ないし教育実践者）に対しての政治・行政排除の論理が強いのが特色であり、教育の子ども、父母・住民に対する直接責任性の観点から勤評問題を位置づけるという立場は弱かったように思われる。

（かんだ おさむ 山梨学院大学教授）

教育研究所だより

今回のニュースレターは、神田修先生の「勤評神奈川方式について」をお届けします。現行の勤評は1977年から施行されているものですが、勤評という形式が残っている以上教職員の管理と統制という本質がいつ息を吹き返すか、分からないとも言えます。勤評の提出時期にあたって、歴史を振り返ってみるのは大いに意味があるように思われます。

高校教育会館県民図書室には、「神奈川勤評闘争資料集1～6」があります。高教組や関係者が所有していた資料を整理・製本した大変貴重なものです。資料の最終的な整理には教育研究所の杉山代表があたりました。その中から次に1960年に確認された勤評のうち、第1号様式を掲載します。現行の前に実施されていたものです。校長記載の欄が多いことに注目して下さい。高教組では校長が記載したあと、本人に公開させる取りくみを行い実際多くの分会では本人が校長室に見にいっていました。話題にして頂ければ幸いです。

第1号様式

秘		高 等 学 校 勤 務 評 価 に 関 する 記 録 Ⅰ									
		（教諭・養護教諭・助教諭） （養護助教諭・講師）									
		期日 年 月 日									
ふりがな	氏名	年 月 日生（歳）	所 属	学 校	住 所						
		職 名									
1 職員構成上の本人の位置											
年齢性別	年 齢（歳）	24以下	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60以上	
総 数	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	
本人の位置											
経 験 年 数	通 算	年 月	現在校に おける年数	年 月	特別教育活動 担任事項						
免 許 状 と 出 任 教 科	教科（科目）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	担当 学年
	総 数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	本人の担当	年 月 時 分	年 月 時 分	年 月 時 分	年 月 時 分	年 月 時 分	年 月 時 分	年 月 時 分	年 月 時 分	年 月 時 分	時間数 時間
	臨時担当	年 月 時 分	年 月 時 分	年 月 時 分	年 月 時 分	年 月 時 分	年 月 時 分	年 月 時 分	年 月 時 分	年 月 時 分	
	免許状の 種類（イ）										免許状の 種類（ロ）
最 許 学 歴	年 月 年 月 年中退 年 月 修了										
免許状と担任教科に対する 希望、意見											
※特記すべき校長の 語録の記	本人に対してと 考へる機会に付 する意見、要望										
2 勤 務 の 実 績											
(1) 学校運営上の役割											
現在 の 役 割											
現在の役割について 本人の意見											
※役割の遂行状況と 将来本人に適合と 思われる役割											
(2) 勤務の状況											
療養休暇 （時間）	日 欠 勤 （時間）	回 遅 刻 （時間）	回 早 退 （時間）	出 勤 した 日 数	日						
通勤方法及び 所要時間		住 所	学 校	※学校で定めた時間 を履行しているか。							
健康保持について特記 すべき本人の意見											
※本人の健康保持に対 して校長の行った措 置											
※総 評	勤務の状況について 特記すべきこと。										
※校長氏名											
※調整者の意見及び職氏名											